① 平成19年度から令和３年度の間に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した、「機械器具設置工事」の施工実績を有すること。ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の監理技術者等が同種工事の経験を有すること。

② 監理技術者等は、工場製作段階では専任の配置を要しないが、現場据付段階では専任の配置とすること。なお、工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。

③ 主任技術者は、次のいずれかの資格を有すること。

ア 技術士法による技術士（機械部門）の資格を有する者

イ 指定学科を卒業後、①高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、③大学（旧制大学を含む）３年以上、機械器具設置工事の実務経験を有する者

④ 監理技術者は、次のいずれかの資格を有すること。

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

イ 技術士法による技術士（機械部門）の資格を有する者

ウ 主任技術者資格に加え、元請として請負代金額4,500万円以上の当該工事で２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

エ 上記と同等の資格を有する者であると国土交通大臣が認定したもの

⑤ 入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑥ 確認資料の提出時期に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。また、同一の技術者を複数の工事に重複して配置予定とすることは差し支えないものとする。ただし、この場合、評価の低い者で評価する。

⑻ 配置予定技術者の専任期間　配置予定技術者（監理技術者等）の工事現場への専任期間は契約工期を基本とする。なお、製作段階と据付段階で異なる配置予定技術者を配置出来るが、工場製作を担当した者は、現場据付においても支援協力するものとする。また、次に掲げる期間については、工事現場への専任を要しない。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始するまでの間）。ただし、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。

③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。また、工場製作過程においても監理技術者等が監理する必要があるが、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

④ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付。）とする。

⑼ 工事完成、引渡後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む。）に、設備・製品に対する保守サービスを行う体制が整備されていること。

保守技術支援体制は、島根県を保守サービスの範囲としている支店・営業所で確立されていること。

⑽ 申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年8月29日付け15中総第542号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿ 次の事項に該当しない者であること。

① 不誠実な行為の有無　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等

② 経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等

③ 安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があったにもかかわらず改善を行っていない等

④ 労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受けたにもかかわらず改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等

⒀ 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⒁ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

⒂ 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

3 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制

・ 品質確保の実効性

・ 施工体制確保の確実性

② 企業の技術的能力等に関する事項

・ ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

・ 賃上げの実施を表明した企業等

③ 技術提案に関する事項

・ 発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性

⑵ 総合評価の方法

① 「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点（技術提案における評価）とする。

② 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評定を行い、施工体制評価点を与える。

③ 「加算点」の算出方法は、技術提案について評価した結果、入札参加者のうち最も高い者に各課題項目25点（合計最大50点）を与える。

また、技術提案、企業評価について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）54点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点（満点）54点））

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内での、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}　／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じ「加算点」についても減じる処置を行う。

⑶ 落札者の決定方法

① 入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ 技術提案が、発注者の予定している要求要件（標準案）を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。